

シンポジウム 当日の記録

佐久間孝正：配布資料（後掲）を作りました。これにしたがって進行させていただきます。まず、シンポジウムのテーマの趣旨を説明いたします。

「20世紀後半のソ連・東欧を中心とした社会主義圏の崩壊により、グローバリゼーションの動きはますます強化されつつあるが、同時に見逃せないのは、かつてのイデオロギーに代わって文化による摩擦が激化していることである。文明の衝突。グローバリゼーションが、インターナショナルイゼーションやアメリカナイゼーションとどう異なるかに関しては議論のあるところだが、アメリカナイゼーションをその深部に含んでいることは事実である。それだけに、アメリカ的な人権や民主主義と理念を異にするイスラム諸国の反発は大きい。」（「イスラムと学校・教育：テーマの趣旨」から）

社会学、経済学ではグローバリゼーションをどう理解するかということでは喧々轟々たる議論があります。ある研究者はもう、グローバリゼーションという名のアメリカナイゼーションなのであって、グローバル・アメリカナイゼーションという方が正確であるという意見などもあります。私自身としては、グローバリゼーションも、インターナショナルイゼーションも、アメリカナイゼーションもそれぞれ違った言葉であると考えますが、今日はここでは深入りしません。ただし、アメリカが一番積極的にグローバリゼーションを訴えかけている事は事実です。2年前のメーデーですが、イギリスでも反グローバリゼーションの運動が広がって、高校生がマクドナルドの店を破壊したという記事がタイムスにのっていたと思います。日本とはずいぶん違うなと思いました。イギリスですら反発している若者がいることは事実です。ただしアメリカナイゼーションが非常に濃厚になると、実はイギリス以上にアメリカ的な人権や民主主義においてイギリス以上に理念を異にしているイスラム諸国の反発は一段と大きくなっています。例えば、アメリカ的民主主義を市民的民主主義といい、イスラム側の民主主義を神の民主主義というふうに呼んでいるイスラムの人たちもいて、イスラムの民主主義はアメリカの民主主義では置き換えられないという議論もきかれるし、なにもイスラムをだすまでもなく、われわれはアジアの地に存在しているが、アジアの地域に活動しているわけだが、中国であるとか、マレーシアのマハティールであるとか、こういう人々は、アメリカの民主主義に対するアジア的な民主主義であるとか、アジア的な人権というものを主張したりもしています。この点は日本でも理解できる点ではないかと思います。

「こうなるとこの異質な宗教、文化とどう共存するかは、現代の喫緊の課題である。イスラム教徒は、宗教離れの著しい今日においても一貫して増えつづけ、世界人口の五

分の一を占めており、日本も、回族のいる中国、ミンダナオ島のフィリピン、多くの研修生が来日しているインドネシア、バングラデシュ等世界でも有数のイスラーム諸地域に隣接している。」

すでに日本には、モスクが60以上あり、金曜日にお祈りをする場を数えると200以上あるとされています。イスラーム諸国から入国した外国人労働者との結婚による日本女性のイスラーム化、すなわちムスリマも増えている。私は3月まで東京女子大学に勤務していましたが、その学生の中にもパキスタンのイスラム教徒と結婚した学生がおり、またイスラムに少なからぬ興味をもつ学生がいました。日本女性のなかのイスラーム化の問題は実におもしろいテーマで、今深部で進行しています。また保育園や小学校では、給食にハラール・ミールが導入されたり、その要求も起きています。四日市にその例があったが、今は不景気のせいで、止めているそうです。学校教育関係で国際化が一番すすんでいるのは保育園です。新宿の保育園などをちょっとみただけでも国籍が実に変化に富んでおり、そのなかにはイスラム系の人もいるわけです。ハラール・ミールであるとか、スカーフであるとか、そういうのは目立ちますが。パキスタン系の外国人労働者の方は、自分の子供が女性で、中等学校になるとパキスタンに送り返していますが、やはり日本でもイスラーム化問題というのはすこしづつ顕在化してきている。4年前に大久保の保育園にいった時点で、すでに保育園ではトイレに用を足した後、イスラムの人々は紙を使うというよりも水を使うので、ウォーターポットを置いてほしいという要望が出ていた。

データで紹介すると、日本には平成13年度で研修生という形で48917名。中国がトップでインドネシアが2位。六番目がマレーシア。マレーシアの方は必ずしもイスラムとは限らないが、パキスタンとかバングラディッシュという国も10位以下に名を連ねており、統計でみてみると外国人労働者全体の中でイスラムの人の占める比率は4%を越えています。今回のシンポジウムでは、ひとあし早く200万人(ウォルフォード先生は100万人とおっしゃっていましたが)ものイスラーム系住民を抱え、教育界でも少数ながらイスラーム・スクールをGMSに認めるなど、独自の共生をはかろうとしているイギリスの事例を通して、今後、日本の教育界でも避けて通れない「イスラームと学校・教育」の問題を考えてみたい。

別に掲載しましたが、すでにウォルフォード先生に対して一般的な質問を行いました。ウォルフォード先生の回答もまた、すでにお配りしてあります。それとともに、昨日のウォルフォード先生の講演の中にも、この回答を補足するものがあったと考えます。

では、ここでウォルフォード先生にコメントをいただきます。

ウォルフォード：比較研究について、ひとつの国の研究で得た知見、原理、原則というものを別の国に適用するということには疑問をもちます。さらに私は日本の教育を研究してきていませんので、イギリスで起こっていることを日本に適用するということとは不

可能なことだと考えます。問 10) の答えをみてください。ブレアが政権についてからたくさんの文章、教育法というものが成立していますが、どれも直接的にはエスニックグループの教育問題を扱っているものではありません。都市部の学校という形で問題をたてています。実際にはそれがエスニックグループの問題と重なっています。しかし、それだけではなくて、貧しいワーキングクラスの子供の問題というものも含まれています。エスニシティというよりも、学校という形で政策が網をかけてきていると見ています。

佐久間：アンダーアチーブメントの問題は単にエスニシティの問題というよりも階層の問題をからめて議論すべきではないかという視点は、日本でもかなり問題になっていることだと思います。また、安易な比較研究への戒め、イギリスの事例が日本でそのままいかされるものではないという点、そのとおりだと思います。

七條：慶応高校の七條です。EAZ について。これは 21 世紀の画期的政策であり、アカデミックスタンダードの向上とソーシャルインクルージョンの達成という難しい課題を一挙に解決するものと説明されていました。3 年たって、その成果はどのようなものか。報告書はすでにでているのでしょうか。

GW：EAZ のアイデアは興味深いものでした。これはすでに終了しておますが、貴重な経験があったと考えます。その設置において、競争をさせて承認を獲得するという形だったために、不適切なところに設置されたという事例もありますが、都市部の貧困地域に設置された事例ではかなりの成果があがったと認識しています。成果というのは、ご指摘のようにレポートという形でまとまるとは思いますが、さらに子供が成長した後での成果ということも考えられるべきだと思います。どういう成果があがったのか。たしかに学業成績もあがったし、社会的に不利益を被っていた人たちを元の学校にもどしたという効果があったと考えています。EAZ 政策は消滅の局面を迎えています。つぎの Excellence in City という新しい政策に吸収されています。ただし、こちらの新しい政策のほうが、中央政府が特別な補助金をくんだり、統制力もったり、異なる要素をもっています。さらに EAZ が教育だけを対象としてものですが、EIC はいろんな職種のいろんな専門家が集まって、地域をよくしていくという政策になっています。マルチエイジェンシーという感覚のものに変わってきています。

七條：ガーディアンでは成果は上がっていないというようなことだと承知しています。したがって、この成果については見解が分かれるところだと思います。成果が上がっているという場合の明確なデータはどういったもののでしょうか。ソーシャルエクスクージョンについては基準もあいまいになるのではないのでしょうか。さらにあまりに予算が

少なすぎたという点から見て、政策を出して目先をかえるだけの、「みせかけ」だったのではないかと。混迷から抜け出すようなアイデアがあるのでしょうか。

GW: 学業成績は全国的に上がっており、EAZの地域でも上がっています。この場合には狭い尺度、学力という尺度で計っていることは事実です。測定する尺度を限定したために教師が努力を集中したことによって学力があがったにすぎないという批判もある。EAZについてもこういうことはいえるでしょう。大きな違いは貧困家庭をターゲットにして、これを積極的な分離という形で扱ったという点が特徴です。よい、悪いの判断を避けるといいましたが、この点は悪いことではなかったと言えると思います。ソーシャルエクスクルージョンについては論者によっていろいろな指標を用いているように思いますが、明確な尺度というものはないように思います。実際、労働党のさまざまな政策のなかで、相矛盾するようなものもあるでしょう。見た目はとてもよいが、シンボリックにすぎないという指摘もありえますが、私自身が教育社会学に従事するようになった当時はイギリス社会ではあまり教育の関心がもたれなかったのに比べると、こうした政策の結果として、健康と教育ということが重要であると考えられるようになってきている。社会の関心を変えてきたということは、よいことだったと言えると思う。長期的な政策を持たないことには私は批判的だが、現実には五年ごとの選挙というものが与える制約として、どちらかという短期的な政策が優先することになる。

佐々木: イスラムの他にも申請しているものはあるのですか？それはどういったものなのでしょうか。

GW: いくつつかあります。中には瞑想を中心に教育を行うというのもありました。しかし、申請は却下されました。瞑想学校であってもかまわないわけだが、認可されなかったのは資金の問題で基準をクリアできなかったという理由であった。

柴沼: 1988年法に関して、宗教教育についてどのような評価があるのか、お伺いしたい。キリスト教の影響が強まったことによって、こうした特別の学校をつくるという動きになっているのかという点などについても。

GW: 宗教教育というのはイギリス教育の中でとても興味深い分野ですが、1988年法については成立の段階で非常に熱い論議がありました。政治的キリスト教右派のグループが少数派ではあったが巧みに戦略を立てて、キリスト教を中心とするような宗教教育をナショナルカリキュラムの中に埋めこんだ。88年以前では、宗教教育はさまざまなバリエーションがあり、いろんな宗教を知識として教えるということもありました。それに対するキリスト教側からの巻き返しと考えることができます。たしかに法律では宗教教育で純粋なキリスト教というものが強調されていますが、現場での宗教教育として

は、例えば、イスラムの子供の多いところではイスラムを教えるということも実際にはされてきました。したがって、イスラム系の私立学校ができるということの契機としてそういうことがあったというようにはあまり考えていません。すでにそういう地域ではいろんな宗教がありましたし、学校のなかでも多角的な、すべての宗教を同じように扱う宗教教育が行われていたように思います。

私立のイスラム教学校については、彼らがイスラム教の原理主義者であるということを考えなければいけないと思う。原理主義者は、キリスト教も同じですが、他の宗教を同等に扱うことができない、自分の宗教しか許さないという狭さをもつからです。

後藤：お話しの中に、宗教に動機があって望んだのではなくて、雰囲気の良い、自分たちにあった学校を求めたという指摘がありました。そうであったとすれば、それは必ずしもファンダメンタルなものとは結びつかないのではないのでしょうか。

GW：ご指摘のように、これまでお話ししたことに矛盾があるかもしれませんが、いろいろな理由があって、ひとつの理由を決めるということとはできないということです。そうした理由の中に、原理主義者の要求もあります。多くの親は、子供が今いる学校で非常に不幸だと感じたときに、学校を自分たちでつくろうということになります。イスラムにおいても、初等学校と中等学校とでは目的が異なっていて、小学校の場合は公立学校の中でいじめにあたり、不安定な状況に陥ったりすると、自分の学校をということが始まってきます。中等学校だと、男子の場合は、熱心なイスラムの育てるという明確な目的が出てくるし、女子の場合にはイスラムの文化のなかに別学とか、あまり勉強させないというものが出てきます。別学という理由が一番大きいと思いますが、これらの理由が私立学校を作らせる理由になっていると思います。

20 分間の休憩

鈴木慎一：早稲田大学の鈴木です。佐久間さんのお考えのなかにも、国民国家とか、それを代表する政府ということがほとんど無条件に前提とされています。これを前提にすると宗教立学校をひとつの国家に認めるというのは大変に難しい問題になる。イギリスが希望するのはEUというひとつの大きな地域構造のなかにかかわりながらどうするかという問題が一方にあって、ウォルフォードさんは、この問題はよくわからないとおっしゃった。わからないというが、本当は国民国家という単位を越えたら、どういう公の教育が可能になるか、これがわかっていないということではないか。これがドツボで、これが分かってくると宗教別、民族別に学校が多様であるということはひとつも問題にならない。

後藤：小学校の教師をしていました。在日の子供たちの教育の問題を事例として考えると、公立の学校に通うのではなくて別の学校に通うということは望ましくないように感覚的には思います。国籍はどうであれ、民族のアイデンティティを大切にするというのは分からないではないが、それはそれで家庭での問題として自覚すべきで、子どもたちが小さいうちに分離された形で教育を受けるというのは好ましくないと思います。

佐久間：今の問題提起は日本の事例をあげてでしたが、その趣旨は、イギリスの文脈になおせば、イスラムスクールなどをつくってパキスタンの文化であるとか、インドの文化であるということとかをちらつかせるよりも、イギリスで生活するいじょうは独立学校などはつくらないで、イギリスの公立学校に通って、同化という形での教育を受けるという方が子どもたちの能力や将来性に富むという考え方でしょうか。

後藤：同化という問題がありますが、一方で自分の出自ということを大事にするということや家庭の自覚としてもっていけば、いいのかなど。狭くなった地球の宿命として、出自だけをいっているのは問題ではないかと思えます。

上田学：京都女子大学の上田です。今の意見について、問題が拡散してしまったように感じます。宗教をベースにした、宗教的アイデンティティの問題、宗教を支えている、宗教的少数派の問題と、さきほどからでているのは民族的アイデンティティの問題とは、大きく違う問題ではないか。イギリスにも民族的アイデンティティを認めるためのインデペンデントスクールがあって、日本人学校も数校承認されています。その他にも民族系の学校があります。キプロス系の学校もある。民族学校、民族的アイデンティティを高めるものと宗教的アイデンティティの問題とはあきらかに分けて考えるべきではないかと思えます。さらにいうと、こういう宗教的マイノリティの場合は、他は認めないという、あるいは宗教は「かなわん」という、かなり拒絶の強い姿勢をもっています。こういう問題と宗教的に寛容の問題との関係が視野から抜け落ちると、大変分かりにくいことになるのではないのでしょうか。非妥協的なバイアスがかかったグループの教育をどのようにするかという観点で話を詰めていかななくてはいけないのではないかと。

後藤：イギリスが国教会をもっているということ。歴史的に教会の財産のうえに学校が設立されているということからこうした問題が派生しているということがあるのではないかと。宗教教育などというものがあって、特定の宗教の教育が行われると、キリスト教でもやっていることをイスラムにも認めるということになる。キリスト教を本当に信じている信者はまずいないのが現状ではないか。公教育の中では宗教には中立であるという原則を立てるといえるのが必要なのではないか。

佐久間：イスラムスクールでもスクールドクトリンはイスラムにあるとしても、ヒューマニティーなどの科目で、他宗教に対しては充実した教育が行われているという注目も必要だと思う。

GW：問題が多岐にわたっています。民族と宗教の問題を分けるということは必要なことだと思う。白人でイスラム教に改宗するという人がいます。その人たちの存在は重要な位置を占めていると思います。こういう人たちは非常に厚い信仰心をもっていて、こういう人がイスラム教の学校をつくるというときに大きな貢献しています。キリスト教について言えば、大体7割くらいの人が、神を信じるか、と聞かれれば、そうだと答えています。これは驚くほど大きな数字で、本当に信じているかというのは疑問だといってもいいかもしれません。英国教会でもカトリックの学校でも、教師が信仰をもっているというのは3割から4割。そうでない人たちがいるということで、キリスト教の原理主義者は不安を抱いて、自分たちの学校を作り上げたいと欲していると思います。中立的な学校と指摘がありました。5年前であれば、それを解決法であるといえたかもしれませんが、今はそれは解決にはならないと考えています。それはそうした中立的な扱い自体が宗教を深刻に考えていないことを示すものとなっているからです。信仰のあるひとは、すべてを信仰の即して学校も、なにもかも組織すると論じており、例えば知識それ自体も中立ではないと論じている。キリスト教神学にもとづく地理学があったりします。こういう状況の中では宗教的に中立の学校というのは解決策にはならない。

佐久間：昨日のウォルフォードさんの発言のなかで大変印象的なものがありました。すなわち、イギリスに宗派別の学校ができたということについて、どう思うかとの質問に対して、「個人的な見解は控える。善し悪しは別として、事実としてそうしたものが出来てきているということが出発点である」と。この発言がデュルケムをどれほど意識されているのか分かりませんが、社会学であれ、教育社会学であれ、教育学であれ、経験的事実が出発点であるということです。自分の判断基準はあるが、そうした学校が出来た以上は、その経験的事実から出発しなくてはならないと発言に、はっとさせられました。日本にもさまざまな民族系の学校があります。例えば、日系ブラジル系学校というものもあります。日本の学校でドロップアウトしてしまう人たちがいるが、しかし、成長期にあって教育が重要な時期の子どもたちを野放し状態にすることはできない。イギリスのイスラムスクールの場合にも、イギリスの公立学校へ行ってそんなことを習ってくるのであれば教育は必要はないというふうに、子どもたちは学校へ行けなくなるかもしれない。こういう子どもたちが宗派学校が創り出されることによって、そこですくなくとも非常に重要な知識を修得していくということなど、このことはそれなりに意味があるといえるのではないかと思います。この点だけは、言及しておきたいと思います。弱い人が斬り捨てられていく、そういうふうな学校がなければイスラム系の女子生徒が、

教育を受けることができなくなる、あるいは日系ブラジル人の場合にもそういうことになるということです。

松下丈宏：東京都立大学大学院の松下です。良心の自由は憲法的な保障であって、誠実な宗教であるかどうかを内容的に問うのはナンセンスなのではないかと思います。イギリスで問題になっているファンダメンタリストの問題はアメリカでも問題になっています。そのなかでは、宗教に対して中立的であるということが、彼らからすれば信仰に対して侮辱的であると感じられるような場合、果たして、立憲主義を掲げる国家は憲法的価値それ自身について中立的であり得るのかどうかという問題が生じるのだと思います。例えば、人権などという価値について、国家は積極的にコミットしていくべきなのではないかと考えますが、如何でしょうか。

広瀬裕子：専修大学の広瀬です。教育を考える場合、世俗の教育システム、近代的な教育システムから出発しているのではないか。そこからの発想では宗教教育の問題は言及できないかもしれない。宗教を信じている人は日常生活が宗教に基づいている。だから学校でも宗教の時間以外はいっしょという形で解決というわけにもいかない。科学を教えること自体が宗教とあいられないということがあります。性教育についていえば、イスラムの人は性教育を忌避しているのではなく、自分たちなりの性教育をもっています。学校教育のなかで世俗的な価値観にのっとった性教育に対して反対しているということです。独特の宗教観をもつものに対して通用する中立的なものというのは言語矛盾のようなものではないか。にもかかわらず、彼らの生活は隔離された場所にあるのではなくて、世俗的な場所にあるわけです。強い宗教心を持つ人々は公立学校に子どもをやる場合は妥協してやっているということであろう。世俗の教育制度がそうした妥協をよしとしないような要求というものを見る指標、座標というものをどのように考えたらよいのでしょうか。

鈴木：世界宗教者会議というものがあるが、これは経験的事実ではないのだろうか。社会学者が出発点としている経験的事実とはなにを指すのか。

佐久間：経験的事実という言葉はウォルフォードさんが使ったものではなく、私が使ったものですので誤解のないようにお願いします。

なお会場の関係で、そろそろ終わりにしなければなりません。時間が十分なく、まだ話し足りない部分もありますが、本日はこれで終了させていただきます。

GW：どうもありがとうございました。とても貴重な情報交換ができたと思います。

配付資料

第11回日英教育研究フォーラム研究大会

佐久間孝正

シンポジウム「イスラームと学校・教育」 Walford 教授を迎えて

- 1 テーマの趣旨説明、問題の共有化のために
- 2 Walford 教授への質問の内容とその意図、回答の解説
- 3 回答への再質問
- 4 昨日の議論との関連
- 5 既存の学校制度に対する宗派学校のもつ意味

1と2は、第11回総会・研究大会プログラム参照。これを読みながら、多少の解説をいたします。

3

① 1988年法、1993年法、1996年法、1998年法のそれぞれの特徴を、特に宗派別学校の認可と絡んで重要な権限を中心に簡単に解説してください。

② 1998年に認められたイスラームスクールは、GMSであり、最近認められた学校は、VASであるが、待遇に差はありますか。GMSが廃止されたという違いだけですか。また、かつてのGMSはFoundationに移行したと考えてよいですか。

③ 労働党のもとで学校が3ないし4つに分類されていますが、FoundationやVASはレベルが高く、マイノリティのよく通うのがCommunity Schoolに多いとすれば、労働党のもとでも白人の通う学校とマイノリティの通う学校の二重構造は依然として残っていると見てよいでしょうか。

④ EMAGとEMTAGとは、別々に出たのでしょうか。通常マイノリティの多い学校では、EMAGと言われておりますが、これはEMTAGのことなのでしょうか。

⑤ 1997年のアムステルダム条約、同条約によるEC法の改正13条は、人種やエスニシティに依拠した雇用、教育、社会保障、保健、さらに商品サービスの差別の禁止、EUレベルでの最初の人種差別禁止法、この条約に実効性をもたせるために、2000年には人種差別に関する「人種指令(Race Directive)」を出す、「指令」の性格上、実現の仕方は各国のやり方にまかされる、これは同じく2000年に出たイギリスの「人種関係修正法(Race relations (Amendment) Act)」の施行にどんな影響を与えておりますか。メンバー国に、平等な扱いを推進するために関係組織や機関の設立と、その機関が訴訟者を支援するための独自の対策を準備するように要求している。メンバー国は、これを実行に移すために三年の猶予期間を与えられるが、共通の法的枠組みを準備するように迫られる。

⑥ 98年に出た「人権法 (Human Rights Act, 1998)」は、イギリスの司法的判断を「ヨーロッパ人権委員会」と両立させることをイギリスのすべての公的機関に求める。この法律により「ヨーロッパ人権委員会」の決定に矛盾する判断は、許されない。個人の生活に関するものでは、私的な生活並びに生活の尊重、思想・良心・信仰の自由、結婚し家族を作ることの自由、しかも集団としてよりも個人としての権利の側面が強い。これまでのイギリス的多文化政策を一步踏み越える重要性をもつのでは。

⑦ サッチャー前首相とブレア現首相は、イギリスのパンドラのふたを開けたとみてもよいですか (時間があればお尋ねします)。

4 大きな前提として、

(1) イスラーム系の宗教学校が急にできたのではなく、以前からの学校が認可されたこと。

(2) ナショナル・カリキュラムに従うといっても 100%ではない。

(3) 宗教的な分離が、一部では分離と解され、一部では隔離と解される (多少使い分けが必要か)。

(4) それと関連して社会的共通性が、統合と読めること (integration ではだめか)。イギリス社会の隔離と統合が問題になっている。

① イスラームの多様性、国、地域によって異なる (イギリスでの主役との関係で議論する必要あり、Arranged Marriage ならぬ Forced Marriage)。

② 民族別学校の是非 (日系ブラジル人の学校等の関係で、世代差をどうみるか)、日本より一步前進か否か (日系人のドロップアウトとの関係)。

③ SEX Education をイスラームが忌避する理由 (この文化の違いをどう理解するか)。

④ キリスト教 fundamentalism

とイスラームの奇妙な関係、キリスト教の学校の方が、最終的には公立の申請をしなかった。

5 日本教育行政学会でも問われている「硬直化した公教育制度」との関連で自由な討論を望みます。

以上